

平成24年第1回定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

1 【議案第104号】

食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案について・・・1

6/5
調査済

《所管事項説明》

2 「平成24年版成果レポート（案）」について・・・別冊

3 社会福祉施設の施設基準等に関する条例の制定について・・・3

4 「三重おもいやり駐車場利用証制度」について・・・13

5 障害者虐待防止法の施行について・・・19

6 三重県保健医療計画第5次改訂について・・・21

7 三重の健康づくり総合計画の改訂について・・・25

8 放課後児童クラブ保護者ニーズ調査について・・・29

9 特別保育実態調査について・・・35

10 三重県における社会的養護の推進について・・・39

~~11 平成25年度社会福祉施設等整備方針について・・・41~~

12 各種審議会等の審議状況の報告について・・・53

6/5
調査済

6/5
調査済

《別冊》

~~平成24年版成果レポート（案）〔健康福祉部分抜粋〕~~

~~社会福祉施設の施設基準等に関する条例毎の基準一覧~~

19

平成24年6月15日
健康福祉部

1 食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する 条例案について

1 改正理由

生食用食肉（※1）の安全性を確保するため、生食用食肉の加工又は調理を行う飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の営業施設についての基準並びに当該営業施設の届出に関する規定を整備するものです。

2 条例改正の内容

(1) 生食用食肉を取り扱う飲食店営業などの施設基準の追加

生食用食肉の安全性を確保するため、生食用食肉の加工又は調理を行う飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の営業施設についての基準を、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条（※2）に基づき、次のとおり追加します。

- イ 他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
- ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な設備であって、生食用食肉のための専用のものを有していること。
- ハ 生食用食肉が接触する設備及び器具は専用のものを備えること。
- ニ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備及び温度を正確に測定することができる装置を有していること。
- ホ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を有していること。この場合において、大型冷蔵庫等を原料肉及び加熱殺菌後の肉の双方に用いるときは、両者が区分されたものであること。

(2) 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届出

生食用食肉を加工し又は調理しようとする者（飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業を営もうとする者又は現に営む者に限る。）は、営業施設ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出るものとします。

また、四、五及び規則に定める事項に変更があった場合は、速やかに知事に届け出るものとします。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 営業の種類及び許可番号
- 三 営業施設の名称及び所在地
- 四 加工又は調理の区分

五 次に掲げるイからハまでのいずれかに該当する者の氏名（生食用食肉取扱者氏名）

イ 法第四十八条第六項第一号から第三号までのいずれかに該当する者

ロ 法第四十八条第六項第四号に該当する者のうち食品衛生法施行令第三十五条第十三号に規定する食肉製品製造業（法第四十八条第七項に規定する製造業に限る。）に従事する者

ハ 都道府県知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者

六 その他規則で定める事項

3 施行期日

平成24年10月1日

※1 生食用食肉

牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用として販売するものに限ります。

※2 食品衛生法第51条

〔営業施設の基準〕

第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

3 社会福祉施設の施設基準等に関する条例の制定について

国の地域主権推進一括法^{※1}（第1次・第2次）が公布され、法令により地方自治体に一定種類の活動を義務づけたり、地方自治体の活動に対して手続きや判断規準等の枠付けを行う、いわゆる「義務付け・枠付け」の見直しや条例制定権の拡大、「権限移譲」が実施されることとなりました。

※1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

第1次：平成23年4月28日成立、5月2日公布。

・地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために「義務付け」「枠付け」の見直しや条例制定権の拡大などを図ることを規定。

第2次：平成23年8月26日成立、8月30日公布。

・「義務付け」「枠付け」の見直しや条例制定権の拡大を図るほか、県から市町等への「権限移譲」等について規定

1 施設基準等に関する条例の制定について

一括法により、これまで国が定めていた社会福祉施設や医療施設等の設置基準等（保育所などの設備や運営に関する基準など）を都道府県等の条例で規定することとなりました。

健康福祉部において新たに条例で制定する条例は、「別表1」の通りとなります。

（児童福祉法関連3件、老人福祉法関連2件、介護保険法5件、社会福祉法関連3件、障害者自立支援法関連6件、その他4件の合計23件）

なお、都道府県等がこれらの基準を定める際には、厚生労働省令及び国土交通省令（以下、「省令」という。）で定める基準の区分に則して平成25年4月1日までに定める必要があります。

（参考：省令で定める基準の区分と条例の制定方法との関係）

	「参酌すべき基準」型 （「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準）	「標準」型 （「標準」とは、通常よるべき基準）	「従うべき基準」型 （「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準）
法的効果	条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。	条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない。	条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任。 →「参酌する行為」を行わなかった場合は違法	「標準」と異なる内容について説明責任。 →合理的な理由がない場合は違法	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任。 →基準の範囲を超える場合は違法

出典：内閣府 地方分権改革推進委員会第3次勧告資料「条例委任する場合の基準設定の類型」

2 社会福祉施設の施設基準等に関する条例の制定方法

本県の施設基準等を定めるにあたり、これまで、各サービスの実施状況等の把握や関係機関等からの意見聴取を行ってきたところです。

その結果、省令で「参酌すべき基準」とされている基準の一部について、独自の基準を定めるとともに、省令に定められていない基準を新たに定めることとします。

これら独自の基準については「別表2」の通りです。

これ以外の基準については、省令通り条例で定めます。

また、各条例の個別の基準は、別冊「社会福祉施設の施設基準等に関する条例毎の基準一覧」の通りです。

今後、パブリックコメントを実施し、条例案を策定して県議会へ提出する予定です。

3 スケジュール

平成24年6月下旬頃	パブリックコメントの実施
平成24年9月頃	県議会へ関係条例案の提出
平成24年10月	関係機関へ条例内容の周知
～25年2月	
平成25年4月	条例施行（予定）

各条例名等一覧（案）

番号	施設名	条例名（仮称）	法律名	施設名等
1	児童福祉施設 (障害児施設を含む)	児童福祉施設の設備及び運営に関する条例	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・児童厚生施設 ・児童養護施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・医療型障害児入所施設 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型児童発達支援センター ・福祉型児童発達支援センター
2		養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	老人福祉法	・養護老人ホーム
3		特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	老人福祉法	・特別養護老人ホーム
4		指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例	介護保険法	・指定介護老人福祉施設
5		介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例	介護保険法	・介護老人保健施設
6		指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する条例	介護保険法	・介護療養型医療施設
7	高齢者施設	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例	介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売
8		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例	介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・介護予防特定福祉用具販売・訪問介護
9		軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例	社会福祉法	・軽費老人ホーム

番号	施設名	条例名（仮称）	法律名	施設名等
10	障害者施設	指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例	児童福祉法	・障害児通所支援事業所
11		指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する条例	児童福祉法	・医療型障害児入所施設 ・福祉型障害児入所施設
12		指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例	障害者自立支援法	・指定障害福祉サービス事業所
13		指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する条例	障害者自立支援法	・指定障害者支援施設
14		地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例	障害者自立支援法	・地域活動支援センター
15		福祉ホームの設備及び運営に関する条例	障害者自立支援法	・福祉ホーム
16		障害者支援施設の設備及び運営に関する条例	障害者自立支援法	・障害者支援施設
17		障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例	障害者自立支援法	・障害福祉サービス事業
18	医療施設	医療法の施行に関する人員及び施設等の一部に関する基準等を定める条例	医療法	・病院 ・有床診療所 ・診療所 ・療養病床診療所
19	食品衛生検査施設	食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例	食品衛生法	・食品衛生検査施設
20	特定道路・特定公園施設	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（既存）※1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・特定道路 ・特定公園施設
21	その他施設	婦人保護施設の設備及び運営に関する条例	社会福祉法	・婦人保護施設
22		授産施設の設備及び運営に関する条例	社会福祉法	・事業授産施設
23		保護施設の設備及び運営に関する条例	生活保護法	・救護施設 ・厚生施設 ・授産施設 ・宿所提供施設 ・医療保護施設

※1 特定道路、特定公園施設に関する基準については、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則」を一部改正して定めることとします。

省令と異なる独自基準や省令に記載がなく新たに定める基準

(省令の表現を一部修正するものを含む)

1 社会福祉施設・医療施設に共通して適用する基準について

各施設共通部分として、省令に定められていない下記の項目を基準として定めます。*1

県で定める項目と基準		考え方
非常災害対策の具体的計画の策定(努力義務規定)	施設の実情に応じた「火災、風水害、地震その他の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内等防災計画(防災マニュアル)」を策定すること。	東日本大震災の教訓をふまえ、災害等におけるマニュアル策定の必要性が高いと考え、新たな基準を定めます。
人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等(努力義務規定)	利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に努めること。	利用者の人権擁護、虐待防止等の徹底を図る必要性が高いと考え、新たな基準を定めます。

*1：一部の施設において、既に省令で同様の基準が定められている施設がありますが、あわせて条例で規定することとします。

当該基準を定める必要性が低いもの(福祉用具貸与、特定福祉用具販売等)には適用しません。

2 社会福祉施設の種類別に適用する基準について

高齢者施設及び児童福祉施設において、下記の通り省令と異なる独自基準を定めます。

(1) 高齢者施設

省令	県で定める基準	考え方
【対象施設】 特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホーム 指定介護老人福祉施設 【内容：従来型の居室定員】	居室の定員は <u>四人以下</u> とすること。	ユニット型施設の整備を基本としますが、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで、従来型施設を整備することも可能とするため、省令と異なる基準を定めます。
居室の定員は一人とすること。		

省令	県で定める基準	考え方
<p>【対象サービス】通所介護 【内容：食堂及び機能訓練室の設備基準】</p>		
<p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p>	<p>イ 食堂は、必要な広さを有するものとする。</p> <p>ロ <u>機能訓練室は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p>ハ イ、ロにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p>	<p>効果的な機能訓練を行うスペースを確保するため、省令と異なる基準を定めます。</p>
<p>【対象施設】特別養護老人ホーム 【内容：従来型及びユニット型の設備基準】</p>		
<p>特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>十六 前各号に掲げるもののほか、<u>事務室</u>その他の運営上必要な設備</p>	<p>特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>十六 前各号に掲げるもののほか、<u>事務室、宿直室</u>その他の運営上必要な設備</p>	<p>国からの通知文書において宿直員の配置が義務付けられており、宿直室が必要となりますが、省令には記載がないため、設置基準として明記します。</p>

省令	県で定める基準	考え方
【対象施設】介護老人保健施設 〔内容：従来型及びユニット型の施設基準〕		
介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。 (中略) 十三 汚物処理室	介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。 (中略) 十三 汚物処理室 十四 介護材料室 十五 <u>前各号に掲げるもののほか、調剤所、事務室その他の運営上必要な設備</u>	介護老人保健施設において、介護材料室は必須な施設であることから設置を明記します。また、薬剤師の設置が必要な場合には、薬剤師法で定められている調剤所の設置が必須であるため、その旨の基準を明記します。事務室についても同様に運営上、必要と考えられるため明記します。

(2) 児童福祉施設

省令	県で定める基準	考え方
【対象施設】保育所 〔内容：保育所の設備基準〕		
保育所の設備の基準は、次の通りとする。 (中略) 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児（満二歳に満たない幼児）一人につき、1.65平方メートル以上であること。 三 ほふく室の面積は、乳児または第一号の幼児一人につき、3.3平方メートル以上であること。	保育所の設備の基準は、次の通りとする。 (中略) 乳児又は満二歳に満たない幼児について、 <u>ほふくをしない場合は子ども一人につき1.65平方メートル以上、ほふくをする場合は子ども一人につき3.3平方メートル以上の面積を確保すること。</u>	国からの通知文書にあわせ、ほふくをするかどうかによって、必要な面積を確保させる旨の基準を定めます。 (国の通知に基づく現行の指導内容に合わせた記述にするもの)

3 特定道路及び特定公園施設の基準について

【県で定める基準の考え方】

特定道路^{※2}、特定公園施設^{※3}の基準については、現在、省令と「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則」（以下、「UD規則」という。）の中で規定されており、関係する法令の改正を受け、特定道路、特定公園施設の定義について、改めて「三重県ユニバーサルデザイン推進条例」で明らかにしたうえで、下記の通り本県の基準を定めます。

- ① 省令の基準よりUD規則のほうが厳しく規定されているものは、UD規則の基準を本県の基準とします。
- ② 省令に定められていない基準については、UD規則で規定されている基準を本県の基準とします。

そのほかの基準については、省令通りUD規則で規定します。

なお、今回の改正に伴う実質的な基準の変更はありません。

※ 2 特定道路(県道に限る)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第2条第九号に規定する特定道路。

(概要) 多数の高齢者・障がい者等の移動が通常徒歩で行われるもので、国交大臣が指定した路線及び区間。(県内では桑名市・津市・松阪市の県道の一部が該当)

※ 3 特定公園施設(県営公園に限る)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第2条第十三号に規定する特定公園施設。

(概要) 都市公園※における、「出入口～各施設間及び駐車場～各施設間の園路・広場」、「屋根付広場」、「休憩所」、「野外音楽堂」、「駐車場」、「便所」、「水飲場」、「手洗場」、「管理事務所」、「掲示板」、「標識」が特定公園施設にあたります。
(県内の県営都市公園としては、北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6ヶ所が該当)

・都市公園＝「都市計画施設である公園又は緑地」、「都市計画区域内の公園又は緑地で、国または地方公共団体が設置するものすべて」

(1) 特定道路

省 令		県で定める基準	
歩道	横断歩道に接続する歩道等の部分	車道等との段差は2 cmを標準	車道等との段差は2 cm以下
	溝ふた	(規定なし)	排水溝に所定の形状の溝ふたを設置
立体横断施設	通路	有効幅員2 m以上	有効幅員2 m以上(地下横断施設にあつては3 m以上)

(2) 特定公園施設

省 令		県で定める基準	
園路・ 広場	出入口の有効幅員	120cm以上(やむを得ない場合は90cm以上)	120cm以上
	通路の横断勾配	5%以下	4%以下
	歩車道がある場合	(規定なし)	歩道の横断勾配 2%以下 等
	視覚障がい者誘導用ブロック	(規定なし)	必要に応じて設置
駐車場	車いす使用者用駐車区画の位置	(規定なし)	接続する園路又は広場に最も近い位置に設置
	車いす使用者用駐車区画の路面・案内標識	(規定なし)	区画の路面は平坦とし、水はけのよい仕上げとするほか、駐車場出入口付近には区画の位置を示した標識を設置
便所	多機能便房の設置義務と設備	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものであれば、必ずしも多機能便房である必要なし	便所を設ける場合、1以上は、洗浄装置、鏡、洗面器、水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダーを設けた多機能便房を設置
	便所内の洗面器	(規定なし)	所定の構造による洗面器を設置
水飲場及び手洗場等	水飲場及び手洗場等	水飲場の規定を手洗場のみに準用	水飲場の規定を手洗場、ベンチ及び野外卓に準用
掲示板及び標識	公園内の配置を表示した標識	(規定なし)	点字、文字等の浮き彫り、音による案内等で視覚障がい者が円滑に利用できる構造とする 多機能便房、エレベーター、車いす使用者用駐車区画等の位置を表示 必要に応じてローマ字、絵による表示

4 「三重おもいやり駐車場利用証制度」について

1 制度の導入

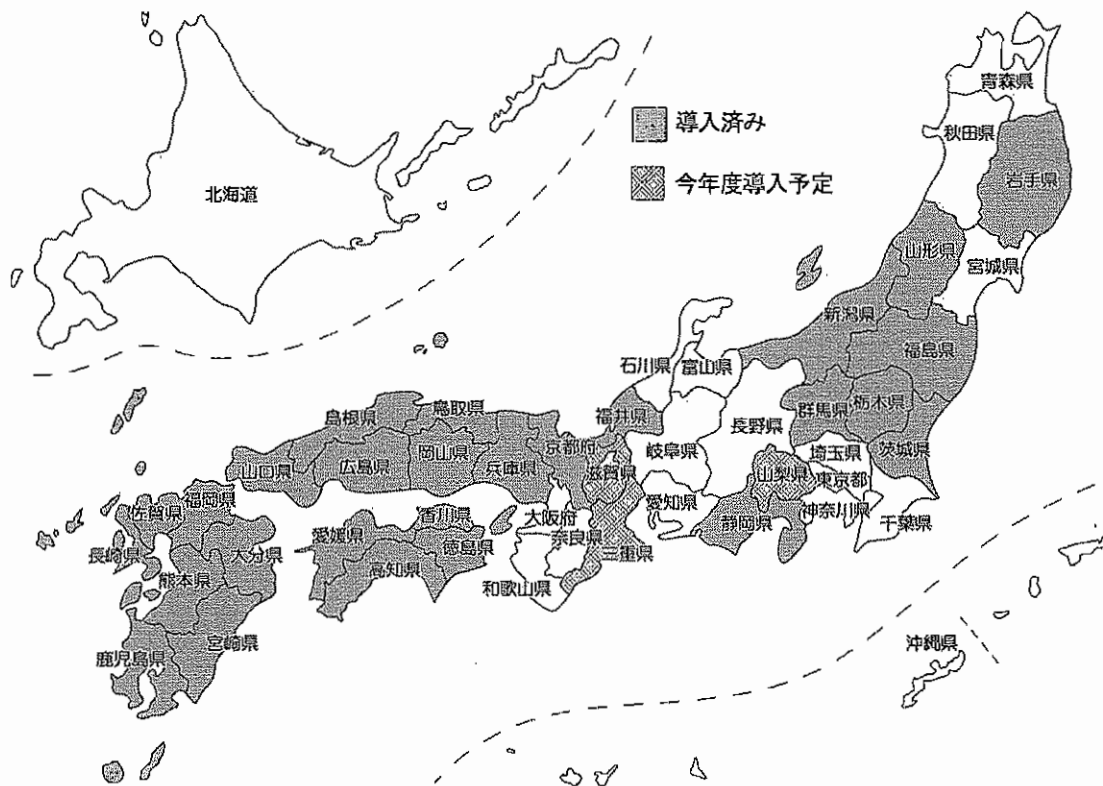
県では、身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、車いす使用者用駐車区画を利用できる人を明らかにし、利用証を交付することにより、駐車区画を利用しやすくすることをめざした「三重おもいやり駐車場利用証制度」の導入に向けた準備を進めています。

2 全国の状況

現在、27府県が同様の制度を導入しており、これら府県の合意により、本年4月1日からは、県境を越えた利用証の使用を認めた「相互利用（相互乗り入れ）」が開始されるなど、広域的な連携が実現し、利便性が飛躍的に向上しています。

本県においても、制度導入時から27府県との間で相互利用が可能となるよう合意を得る予定です。

全国の導入状況（平成24年5月末現在）



※ 三重県、滋賀県、山梨県は、平成24年度中に導入予定

3 パブリックコメントの実施状況

平成24年3月14日(水)から平成24年4月12日(木)の間、意見募集を行ったところ、8件のご意見が寄せられました。

主な内容は、次のとおりです。

- ・ 交付対象者及び有効期間について 6件
- ・ 利用証等の区分について 1件
- ・ 思いやり駐車区画について 1件

いただいたご意見については、制度内容に反映するとともに、今後の取組の中で参考とさせていただきます。

4 制度の概要

(1) 交付対象者及び有効期間

当制度の交付対象者は、歩行が困難な方で、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方や、要介護高齢者等、難病患者、妊産婦、けが人等のうち、区分ごとに等級等の要件を満たしている方としています。

本県の特徴として、6か月未満の乳児を同乗させる場合に限り母親以外の家族も使用可能としています。

また、利用証の有効期間は、必要となる期間が短い妊産婦、けが人等を除き、5年間としており、更新が可能です。

詳細については、「資料1」を参照ください。

(2) 利用証

利用証を持つ方への啓発のために、利用証の裏面に以下のことを記載します。

- ① 「おもいやり駐車場」が満車の場合には、利用証をお持ちであっても駐車できないことがありますのでご了承ください。
- ② 体調が良い、同乗者の介助を受けられるなど、歩行や乗り降りに支障がない場合には、車いすや杖を使う方のために、幅の広い区画(3.5m幅の車いすマークの区画)をおゆずりください。

詳細については、「資料2」を参照ください。

5 今後の予定

制度の開始に向け、県民に対し、市町と連携し、広く制度の周知に努めるとともに、スーパーマーケットなどの商業施設や、金融機関、医療機関等に対し、「おもいやり駐車場」として登録していただくよう呼びかけていきます。

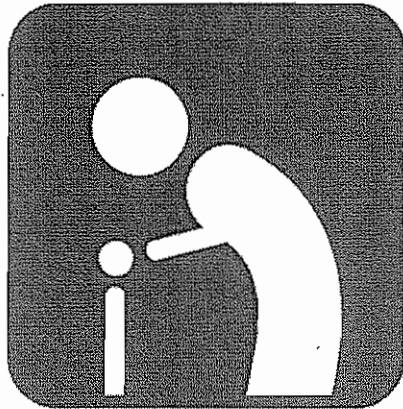
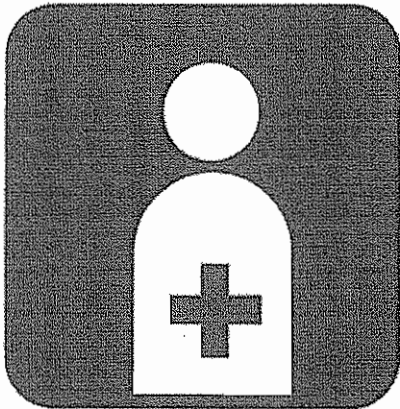
○交付対象者及び有効期間

歩行が困難で以下の基準に該当する方

区 分		交付要件	有効期間	
障 が い 者	視覚障がい	1級から4級	5年 ※5年ごとに 更新可	
	聴覚または 平衡機能の障がい	聴覚障がい		1級から3級
		平衡機能障がい		1級から5級
	肢体不自由	上肢		1級から2級
		下肢		1級から6級
		体幹		1級から5級
	乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による 運動機能障がい	上肢機能		1級から2級
		移動機能		1級から6級
	心臓機能障がい	1級から4級		
	じん臓機能障がい	1級から4級		
	呼吸器機能障がい	1級から4級		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級から4級		
	小腸機能障がい	1級から4級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級		
	肝臓機能障がい	1級から4級		
知的障がい	療育手帳の障がいの程度欄 が「A」の方			
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の 障がい区分が「1級」の方			
要介護高齢者等	介護保険の要介護状態区分 が「要介護1～5」の方			
難病患者	特定疾患医療受給者及び 小児慢性特定疾患医療受給 者			
妊産婦	産前4か月～産後6か月の方 ※6か月未満の乳児を同乗さ せる場合に限り、母親以外の 家族も使用可	産前4か月～ 産後6か月		
けが人	けがによる一時的な歩行困 難者で、医師の証明書等で 駐車場の利用に配慮が必要 と認められる方	必要な期間 (更新を可とす るが最長1年 の範囲内に限 る)		
その他	上記以外の歩行困難者で、 医師の証明書等で駐車場の 利用に配慮が必要と認めら れる方	最長5年 (更新可)		

※利用証は、交付対象となる方が同乗されている場合もご利用いただけます。

おもいやり駐車場利用証



有効期限 平成 29 年 9 月

No. 01 - 000001



三重県

※交付申請書で広い区画幅の必要性を確認し、「必要ありません」とした方については、右図のシールを貼付します。

私は 3.5m
の 区 画 幅
(ドアを全開にするた
めの幅) は 必要
ありません

注 意 と お 願 い


使 用 方 法

- 1 この利用証は、車内のルームミラーなどにつり下げて掲示してください。
- 2 この利用証は「三重おもいやり駐車場利用証制度」の対象であることを表示した「おもいやり駐車場」で使用できます。
なお、公安委員会発行の「駐車禁止除外指定車標章」とは異なりますので、道路上では使用できません。
- 3 この利用証は、本人が運転する場合、又は同乗する場合に使用できます。
- 4 この利用証を譲渡、貸与することはできません。(ただし、妊産婦に交付された利用証は、6か月未満の乳児を同乗させる場合に限り母親以外の家族も使用できます。)

有 効 期 限

- 5 有効期間の満了や、障がいの軽減などにより、利用証の交付対象でなくなった場合は、申請窓口にご返却ください。
また、有効期限経過後も継続して利用したい場合は、更新の申請を行ってください。

混雑時等におけるお願い

- 6 「おもいやり駐車場」が満車の場合には、利用証をお持ちであっても駐車できないことがありますのでご了承ください。
また、体調が良い、同乗者の介助を受けられるなど、歩行や乗り降りに支障がない場合には、車いすや杖を使う方のために、幅の広い区画（3.5m幅の車いすマーク  の区画）をおゆずりください。

【お問い合わせ先】

三重県健康福祉部健康福祉総務課
ユニバーサルデザイングループ
TEL 059-224-3349 FAX 059-224-2275

5 障害者虐待防止法の施行について

1 障害者虐待防止法の概要

平成23年6月24日に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が本年10月1日に施行されます。

(1) 目的

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

(2) 対象

障害者虐待防止法では、「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」を「障害者虐待」と規定しています。

(3) 虐待防止施策

- ①何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者に対する虐待を発見したものに対する市町等への通報義務の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定及び障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を定めています。
- ②市町、県の部局等に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」、「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすよう定めています。
- ③障がい者虐待防止等に係る具体的スキームを次のように定めています。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待
<p>[市町の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施</p>
<p>[スキーム] 通報</p> <p>[市町] ①事実確認(立入調査) ②措置(一時保護、後見審判請求)</p>	<p>[スキーム] 通報 報告</p> <p>[県] ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表(毎年度)</p>	<p>[スキーム] 通報 通知 報告</p> <p>[国] ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表(毎年度)</p>

2 法施行に向けた取組

障害者虐待防止法の施行を円滑に推進するため、市町職員、障がい者福祉施設従事者等を対象とした研修会の開催、労働局等関係機関との調整などを行うとともに、県広報誌・ホームページ等を活用した県民への周知を図ります。

6 三重県保健医療計画第5次改訂について

県では、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、医療法に基づき昭和63年に三重県保健医療計画を策定しました。その後、5年ごとに計画の見直しを行い、平成20年3月には第4次改訂を実施しました。

平成24年度は、第4次改訂以降の医療を取り巻く環境の変化や、国における医療計画制度の見直し点等を踏まえ、本県の医療提供体制のあり方を再検討し、県民が安心して良質な医療を受けることができるよう、第5次改訂を実施します。

1 計画の性格

医療法に基づく県の保健医療行政の基本となる計画で、厚生労働大臣が定めた基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定するものです。

2 現行計画（第4次改訂）の基本的な考え方

現行計画は、地域における切れ目のない医療の提供を実現するために、4疾病5事業における施策の方向性や数値目標等を掲げ、取組を進めています。

※4疾病5事業・・・がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の4疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の5事業

《記載事項》

- 保健医療圏の設定、○基準病床数、○医療従事者の確保と資質の向上、
- 4疾病5事業ごとの医療連携体制、○健康危機管理体制の構築 等

3 次期計画（第5次改訂）の見直し点

厚生労働大臣が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」において、これまでの4疾病に精神疾患を追加するとともに、在宅医療を加え「5疾病・5事業及び在宅医療」とするなど、医療計画制度の見直し点が示されました。

本県の次期計画（第5次改訂）では、こうした見直し点等を踏まえ、地域医療の実態把握に努め、計画に反映させていきます。

《厚生労働省：主な見直し点》

(1) 二次医療圏の設定について

一定の人口規模、患者流出割合（20万人未満かつ流出率20%以上かつ流入率20%未満）に基づき、医療圏域の見直しを行う。

※二次医療圏・・・一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位

(2) 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

医療体制の構築プロセス（現状把握、課題抽出、評価、公表等）を計画に加える。

(3) 在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

4疾病5事業と同様に、在宅医療の医療体制を構築する。

- (4) 精神疾患の医療体制の構築について
 - 4 疾病に追加された精神疾患の医療体制を構築する。
- (5) 医療従事者の確保に関する事項について
 - 地域医療支援センターにおける事業等を計画に加える。
- (6) 災害時における医療体制の見直しについて
 - 厚生労働省の「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告書の内容を踏まえた医療体制を構築する。

4 次期計画（第5次改訂）の検討体制

計画の策定にあたっては、できる限り多方面からの意見を踏まえることが重要であることから、5疾病・5事業及び在宅医療に関しては、専門的な見地から三重県精神保健福祉審議会や三重県医療審議会各部会等において協議を進め、計画全体については、三重県医療審議会にて検討を行います。

《5疾病・5事業及び在宅医療に係る部会等》

- ①三重県がん対策推進協議会（三重県がん対策戦略プラン策定検討部会）
- ②三重県脳卒中医療福祉連携懇話会
- ③三重県公衆衛生審議会地域・職域連携推進部会
- ④三重県精神保健福祉審議会
- ⑤三重県医療審議会救急医療部会
- ⑥三重県医療審議会災害医療部会（仮称）（設置予定）
- ⑦三重県医療審議会地域医療対策部会
- ⑧三重県医療審議会周産期医療部会
- ⑨三重県医療審議会健やか親子推進部会
- ⑩三重県在宅医療推進懇話会（仮称）（設置予定）

5 次期計画（第5次改訂）の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までとします。

6 スケジュール

- | | |
|---------|---|
| 平成24年3月 | 厚生労働省から県へ「医療計画作成指針」等の通知
三重県による基礎資料調査（5疾病・5事業及び在宅医療にかかる医療提供体制の現状分析等）の実施 |
| 7～8月 | 基礎資料調査による現状分析結果等に基づき、関係部会等による分析・検討の実施 |
| 9～1月 | 県医療審議会による計画基本フレーム・計画案検討 |
| 10月 | 次期計画（第5次改訂）検討状況の県議会への報告 |
| 12月 | 次期計画（第5次改訂）中間案の県議会等への報告 |
| 12～1月 | パブリックコメントの実施 |
| 平成25年3月 | 次期計画（第5次改訂）最終案の県議会等への報告
県医療審議会による次期計画（第5次改訂）最終案の審議、公示 |

医療計画の見直しについて (医療計画の見直し等に関する検討会取りまとめ意見(平成23年12月16日))

1. 二次医療圏の設定について

二次医療圏の人口規模が医療圏全体の患者の受療動向に大きな影響を与えており、二次医療圏によっては当該圏域で医療提供体制を構築することが困難なケースもある。

「医療計画作成指針」において、一定の人口規模及び一定の患者流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、都道府県に対して、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合は、見直しを行うよう促すことが必要である。

2. 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実効性を高める必要があり、そのため、

- ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
 - ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策等を策定すること
 - ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策等の進捗状況等の評価を行うとともに、必要に応じて施策等を見直すこと
 - ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること
- といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示することが必要である。

3. 在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に、在宅医療について、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が達成すべき数値目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促すことが必要である。

4. 精神疾患の医療体制の構築について

医療計画に定める疾病として新たに精神疾患を追加することとし、「精神疾患の医療体制構築に係る指針」を策定することにより、都道府県において、障害福祉計画や介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、病期や個別の状態像に対応した適切な医療体制の構築が行われるよう促すことが必要である。

5. 医療従事者の確保に関する事項について

今後、医療従事者の確保を一層推進するために、医療対策協議会による取り組み等に加えて、地域医療支援センターにおいて実施する事業等(地域医療支援センター以外の主体による同様の事業を含む。)を医療計画に記載し、都道府県による取り組みをより具体的に盛り込むことが必要である。

6. 災害時における医療体制の見直しについて

東日本大震災で認識された災害医療等のあり方に関する課題に対し、「災害医療等のあり方に関する検討会」(座長:大友 康裕 東京医科歯科大学教授)が開催され、災害拠点病院や広域災害・救急医療情報システム(EMIS)や災害派遣医療チーム(DMAT)のあり方、中長期的な災害医療体制整備の方向性等が検討され、報告書がとりまとめられた。今後、都道府県が医療計画を策定する際に、本報告書で提案された内容を踏まえた適切な災害医療体制を構築するよう、促すことが必要である。

7 三重の健康づくり総合計画の改訂について

三重の健康づくり総合計画（「ヘルシーピープルみえ・21」）（平成13～24年度）は、国が策定した健康増進の基本的な方向性を示す「健康日本21」を踏まえた県の健康増進計画として、「県民の人生や社会の質の向上」をめざし10分野104項目の数値目標を設定して取組を進めています。

※当初は平成13年度から10年間の計画でしたが、平成19年度に国の医療制度改革を受けて終期を22年度から2年間延長しました。

平成24年度は、現計画の最終評価を実施して、健康寿命の延伸と健康感の向上に伴う幸福実感の向上をめざす計画として改訂を行う予定です。

1 計画の位置付け

本計画は、三重県健康づくり推進条例の規定に基づく基本計画として、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 現行計画の基本的な考え方及び評価状況

(1) 基本的な考え方

「県民の豊かな人生の実現に向けて、個人個人のQOL（Quality of Life）の向上を図ることを通じて、QOS（Quality of Society）ともいべき社会の質の向上を図ること」を目的とし、「わくわく育ち、イキイキ暮らし、安らかに人生を全うする」を基本コンセプトに、健康づくり運動を推進しています。

(2) 評価状況

平成23年に実施した関連調査の結果に基づき、現在、計画全体の最終評価をとりまとめているところです。

現在、数値目標の達成状況等について分析を行っているところであり、一定の成果はあるものの、計画策定時より悪化している数値目標もあることから、新たな計画において取組の強化が必要です（資料1）。

3 次期計画策定に向けての見直し点

(1) 現状と課題

- 現行計画については、数値目標が多岐にわたることから、達成度がわかりにくいなどの課題があります。
- 計画策定から10年以上が経過していることから、新たな健康課題や、高齢化の進展等の社会環境の変化への対応が必要となっています。

(2) 新計画の策定に向けての課題への対応と見直しに関する視点（資料2）

① 課題への対応

- 「健康寿命の延伸」と「健康感の向上に伴う幸福実感の向上」を目的とし、生活習慣病対策及びメンタルヘルス対策を中心に整理
- みえ県民力ビジョン及び国の健康増進の基本的な方向性を示す「健康日本21（第2次）」との整合
- 取組状況の進行管理を確実にを行うため、年度ごとに把握が可能なデータを中心に目標指標を設定

② 見直しに関する視点

- 進展する高齢化（本県の高齢化率：平成22年国勢調査24.3%→平成32年予測：29.7%）を視野に入れた健康づくり、疾病予防対策
- みえ県民力ビジョンの基本理念である「幸福実感日本一」の実現に向け、幸福感と強い相関関係のある「心身の健康」の向上
- 疾病予防、医療、介護予防を一連の流れとして捉えた健康対策
- 地域や職域等、多様な主体との協創による社会環境整備

4 次期計画の検討体制

健康づくりの取組を進めるにあたって連携・協力を行っている関係団体やNPO、事業所等からの意見聴取を行うなど、多様な関係者からの意見を踏まえて計画を策定します。

また、専門的な見地から三重県公衆衛生審議会において検討を行います。

5 次期計画の期間

平成25年4月1日から平成35年3月31日までの10年間とします（国の策定する「健康日本21（第2次）」の期間との整合を図ります）。

なお、計画設定後5年を目途に、進捗状況等についての中間評価を行う予定です。

6 スケジュール

○平成24年

- 8月 現行計画の最終評価の分析・検討に基づき、次期計画の骨子案を三重県公衆衛生審議会等において検討
- 9月 現行計画の最終評価報告書及び次期計画骨子案を県議会へ報告
- 10月～11月 次期計画中間案を三重県公衆衛生審議会等において検討
- 12月 次期計画中間案を県議会へ報告

○平成25年

- 12月～1月 パブリックコメントの実施
三重県公衆衛生審議会において次期計画最終案の審議
- 2月 次期計画最終案を議案として県議会へ提出

【現行計画の主な指標の状況】

1 目標達成した項目

目標達成した項目	区分	ベースライン (H11)	中間評価値 (H16)	現状値 (H23)	目標値
健康寿命の延伸	男	—	76.2	77.1	増加
	女	—	80.1	80.4	増加
40-64 歳における生活習慣病死亡率の減少		247.3	240.9	211.9	減少
健康について気をつけている人の増加		71.7%	71.3%	74.9%	増加
喫煙率の減少	男	44.8%	39.6%	25.2%	36.5%以下
	女	9.0%	8.1%	6.1%	9.0%以下
周囲の喫煙で困っている人の減少		35.5%	40.5%	30.7%	減少

2 目標未達成の項目（ベースラインと現状値を比較した場合）

①改善した項目	区分	ベースライン (H11)	中間評価値 (H16)	現状値 (H23)	目標値
運動を週 1~2 回する人の増加	男	22.3%	26.4%	24.6%	29%以上
	女	18.5%	18.4%	21.1%	29%以上
自殺者の減少		452 人	456 人	351 人	195 人以下
う歯のない幼児（3 歳）の増加		56.7%	61.9%	75%	78%以上
学齢期の一人平均う歯数の減少		3.44 歯	2.5 歯	1.86 歯	1 歯以下

②悪化した項目	区分	ベースライン (H11)	中間評価値 (H16)	現状値 (H23)	目標値
カルシウムに富む食品の成人一日あたり平均摂取量の増加		543mg	528mg	515mg	600mg 以上
食事のセルフコントロールができる人の増加（自分の栄養所要量を知っている人の増加）	男	37.0%	20.9%	23.6%	50%以上
小さい頃から好んで運動する人の増加		59.4%	58.8%	57.4%	増加
市町村事業におけるがん検診受診率の増加（胃がん）		8.2%	10.3%	8.0%	13.3%以上

三重の健康づくり総合計画の改訂について

	三重の健康づくり総合計画（ヘルシーピープルみえ・21）	次期 三重の健康づくり総合計画
目的	県民の豊かな人生の実現に向けて、個人個人のQOL（Quality of Life）の向上を図ることを通じて、QOS（Quality of Society）ともいうべき社会の質の向上を図る。	「健康寿命の延伸」と「健康感の向上に伴う幸福実感の向上」
計画期間	平成13年4月～平成25年3月	平成25年4月～平成35年3月
評価・策定時期	平成24年度上半期に評価	平成24年12月に中間案を県議会に報告。平成25年2月に県議会へ最終案を議案として提出
評価及び策定に必要な調査	平成23年度に評価に必要な調査（県民健康意識調査、県民健康・栄養調査、県民歯科疾患実態調査、事業所健康実態調査）を実施し、現在、数値目標の達成状況等について分析を実施中	平成23年度に実施の県民健康意識調査等の分析結果を反映
数値目標	10分野・104指標	60指標程度を予定
取組分野	①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③休養・こころの健康づくり ④たばこ ⑤アルコール ⑥歯の健康 ⑦糖尿病 ⑧循環器病 ⑨がん ⑩総合	①生活習慣病対策の推進 ②メンタルヘルス対策の推進 ③健やかで心豊かな生活の実現 ④地域や職域等、多様な主体との協創推進 *健康課題に対して、従来の10分野を横断的に整理。
課題及び課題への対応	・数値目標が多岐にわたっていたことから、達成度がわかりにくかった。 ・新たな健康課題や高齢化の進展等の社会環境への対応が必要となっている。	・「健康寿命の延伸」と「健康感の向上に伴う幸福実感の向上」を目的とし、生活習慣病対策とメンタルヘルス対策を中心に整理 ・みえ県民力ビジョン及び国の健康増進の基本的な方向性を示す「健康日本21（第2次）」との整合 ・取組状況の進行管理を確実にを行うため、年度ごとに把握が可能なデータを中心に数値目標を設定
見直しに関する視点	—	・高齢化を視野に入れた健康づくり、疾病予防対策 ・みえ県民力ビジョンの基本理念である「幸福実感日本一」の実現に向け、幸福感と強い相関関係のある「心身の健康」の向上 ・疾病予防、医療、介護予防を一連の流れとして捉えた健康対策 ・地域や職域等、多様な主体との協創による社会環境整備

8 放課後児童クラブ保護者ニーズ調査について

1 調査目的

近年、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や子育てと仕事の両立支援等の観点から、子どもの放課後対策がますます重要となっています。

県の放課後児童クラブの設置率が全国的に低位であることを受け、保護者の放課後児童クラブに関するニーズ等を明らかにし、必要な地域に放課後児童クラブが設置されるよう市町を支援するため、「放課後児童クラブ保護者ニーズ調査」を実施しました。

2 調査時期

平成23年12月～平成24年1月

3 調査対象

県内の全保育所および全幼稚園の入所入園児童のうち、5歳児の全保護者に対し、実施しました。

	対象施設数	対象児童数	回収数	回収率
保育所	406施設	8,000人	5,557人	69.5%
幼稚園	239施設	7,583人	5,521人	72.8%
合計	645施設	15,583人	11,078人	71.1%

4 調査項目

放課後児童クラブの認知度、利用意向、放課後児童クラブを利用したい時間等について、調査を実施しました。

5 主な調査結果

(1) 放課後児童クラブの認知度

- ・放課後児童クラブの認知度は、県全体で75.6%でした。
- ・保育所・幼稚園別では、保育所利用者の方が放課後児童クラブの認知度や利用ニーズがやや高い傾向にありました。

(2) 放課後児童クラブの利用意向

- ・放課後児童クラブが地元の小学校にあると回答した人の利用意向は、「利用する」が約3割でした。
- ・保育所・幼稚園別では、「利用する」が保育所利用者では5割近くあるのに対し、幼稚園利用者では約1割でした。

(3) 放課後児童クラブを利用したい時間

- ・平日、利用したい時間は「18時まで」の合計が7割強を占めている一方、「18時以降まで」の合計が3割弱を占めています。

- ・ 保育所・幼稚園別では、保育所利用者で「18時以降まで」の回答が多い傾向にあります。

6 報告書の活用について

調査の結果、市町により放課後児童クラブの設置状況や利用ニーズ等もそれぞれ異なることが明らかになり、放課後児童クラブの充足度が低く、かつ利用ニーズが比較的高い市町をはじめとして、放課後児童クラブの実施主体である市町と情報を共有しながら、必要な地域に設置されるよう支援していきます。

放課後児童クラブ保護者ニーズ調査（概要版）

1 調査概要

調査の目的	県の放課後児童クラブの設置率が全国的に低位であることを受け、保護者の放課後児童クラブに関するニーズ等を明らかにし、必要な地域に放課後児童クラブが設置されるよう市町を支援するため、「放課後児童クラブ保護者ニーズ調査」を実施した。				
調査内容	調査対象：三重県内の全保育所及び全幼稚園の入所入園児童のうち、5歳児の全保護者				
		対象施設数	対象児童数	回収数	回収率
	保育所	406 施設	8,000 人	5,557 人	69.5%
	幼稚園	239 施設	7,583 人	5,521 人	72.8%
	合計	645 施設	15,583 人	11,078 人	71.1%
	調査時期：平成 23 年 12 月～平成 24 年 1 月 調査項目：放課後児童クラブの認知度、利用ニーズ、放課後児童クラブを利用したい時間等				

2 調査結果

①保護者の就労状況

- 保護者の共働きが5割以上を占めている。保育所利用者では共働きが8割近くを占め、幼稚園利用者では「父のみ就労」が6割強を占める。
- 市町別では、共働きが7割を超える市町は、いなべ市、度会町、尾鷲市であり、5割を下回るのは東員町、朝日町、四日市市、熊野市ある。

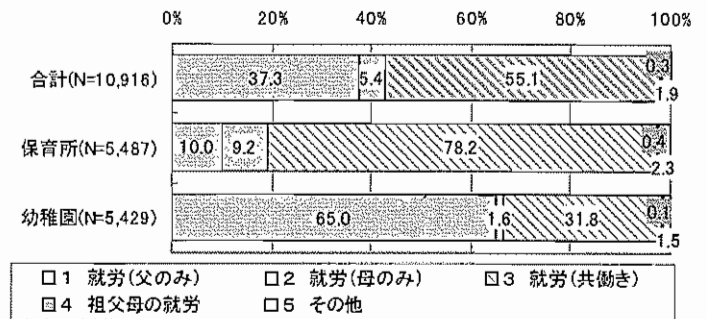


図 保護者の就労状況 (幼保別)

②放課後児童クラブの認知度

- 放課後児童クラブの認知度は、県全体で75.6%。
- 保育所・幼稚園別では、保育所利用者の方が放課後児童クラブの認知度や利用ニーズがやや高い。

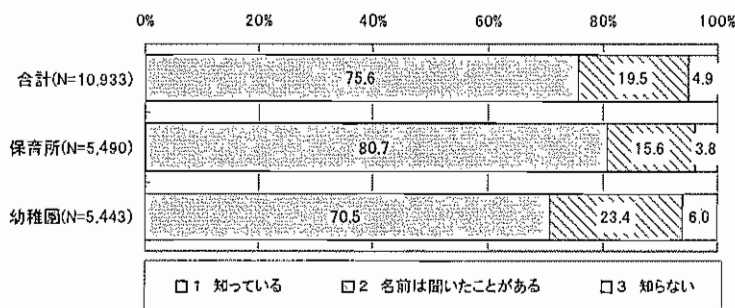


図 放課後児童クラブの認知度 (幼保別)

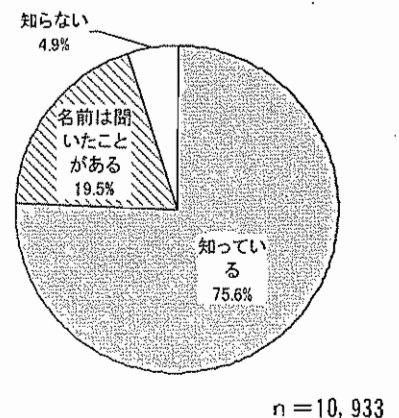


図 放課後児童クラブの認知度

③放課後児童クラブの有無と利用意向

- 放課後児童クラブが地元の小学校区にあると回答した人は、県全体で78%。
- 放課後児童クラブの有無の認識と、実際の設置率は相関性が強く、多くの保護者は放課後児童クラブの有無を正しく認識している。

<児童クラブが地元小学校区にあると回答した人の利用意向>

- 放課後児童クラブが地元の小学校区にあると回答した人に利用意向を聞いたところ、「利用する」が約3割。
- 保育所・幼稚園別では、「利用する」が保育所利用者では5割近くであるのに対し、幼稚園利用者では1割強。
- 市町別では、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、伊賀市、名張市で「利用する」が4割を超える。
- 就労状況別では、「共働き」「母のみ就労」「祖父母の就労」世帯で「利用する」が4割を超える。

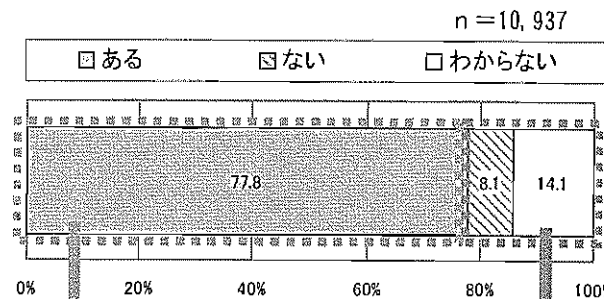


図 地元小学校区の児童クラブの有無

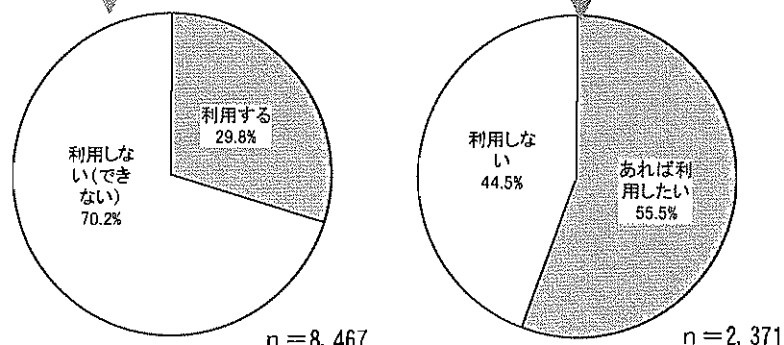


図 利用意向 (放課後児童クラブが小学校区にある人)

図 利用意向 (放課後児童クラブが小学校区にない・わからない人)

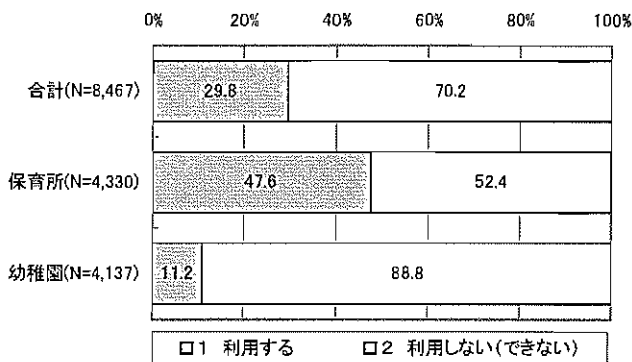


図 放課後児童クラブ利用意向 (幼保別)
(放課後児童クラブが小学校区にある人)

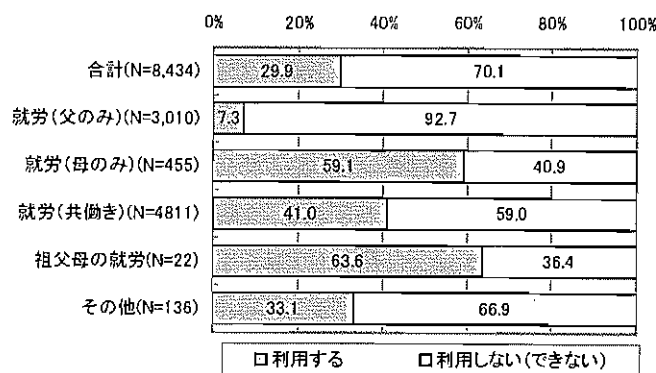


図 放課後児童クラブ利用意向 (就労状況別)
(放課後児童クラブが小学校区にある人)

④放課後児童クラブを利用しない人の子どもの放課後の過ごし方

- 放課後児童クラブを利用しないと回答している人に、子どもの放課後の過ごし方についての考え方を尋ねたところ「親・祖父母など、自宅に保護者があり、一緒に過ごす」が最も多く、8割以上を占めている。
- 放課後児童クラブを利用しない理由としては、「子どもの面倒を見ることができる」が全体の8割を占めるが、利用意向はあるものの利用しない理由として、「利用料金が高い」「行事や会合などの負担が大きい」との回答が多い。

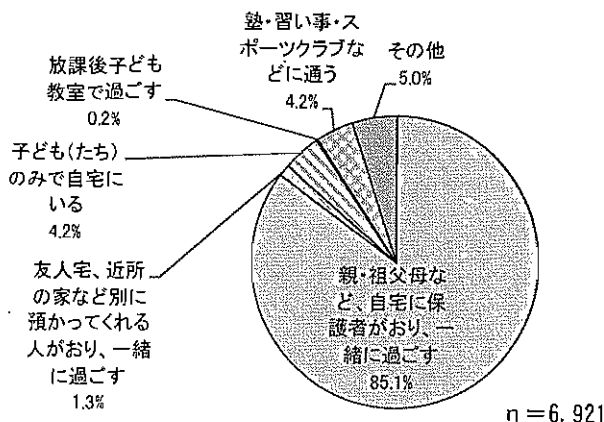


図 子どもの放課後の過ごし方
(放課後児童クラブを利用しない人)
n = 10,847

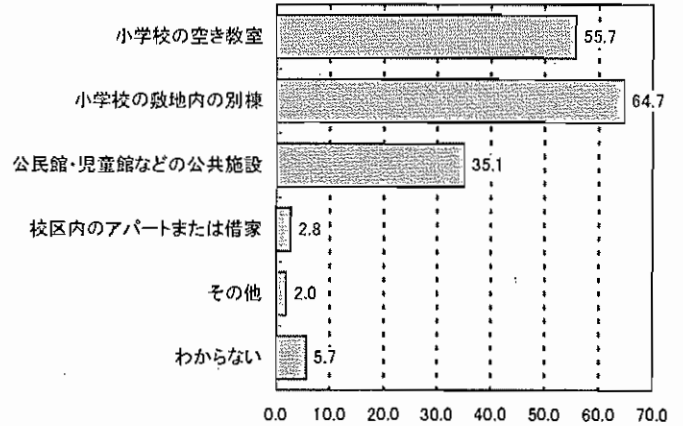


図 放課後児童クラブの設置場所

⑤放課後児童クラブの設置場所

- 放課後児童クラブの設置場所として適当な場所は、「小学校内の敷地内の別棟」(65%)、「小学校の空き教室」(56%)と、小学校の敷地内を望む回答が多い。
- 市町別にみると、川越町、多気町、度会町、南伊勢町、紀宝町では、「公民館・児童館等の公共施設」の回答が最も多いという特徴も見られる。

⑥放課後児童クラブを何年生まで利用するか

- 放課後児童クラブを何年生まで利用するかについては、「6年生」が最も多く5割近い。次いで、「3年生まで」「4年生まで」がそれぞれ2割以上を占めている。

⑦放課後児童クラブを利用したい時間

- 平日、利用したい時間は、「18時まで」の合計が7割強を占めている一方、「18時以降まで」の合計が3割弱を占めている。
- 保育所・幼稚園別では、保育所利用者で「18時半まで」と「19時まで」の回答が多い。

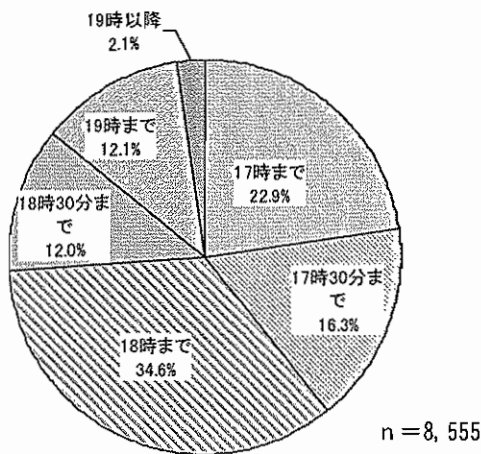


図 (平日) 何時まで利用したいか
(「利用しない」回答者を除く)

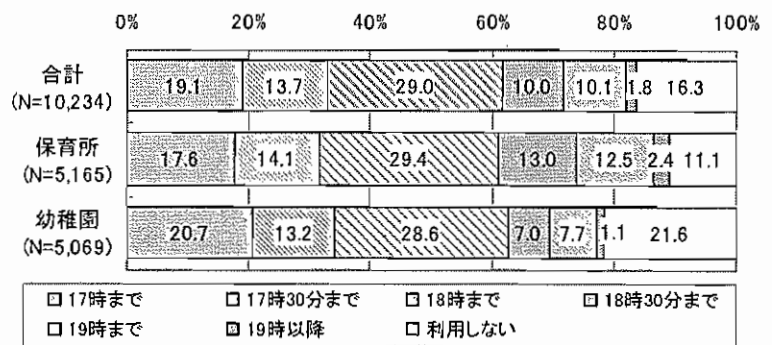


図 (平日) 何時まで利用したいか (幼保別)

⑧放課後の理想的な過ごし方

- 子どもが放課後、どこでどのように過ごすことが望ましいかについて、「自宅」が最も多く8割以上を占めた。次いで「公園」「塾、習い事、スポーツクラブなど」が多く、それぞれ5割程度。
- 保育所、幼稚園別にみると、保育所利用者では「放課後児童クラブ」が、幼稚園利用者では「友人の家」が比較的多い傾向。
- 保護者の就労別では「就労(父のみ)」で「友人の家」が、「就労(母のみ)」「就労(共働き)」「祖父母の就労」で「放課後児童クラブ」が比較的多い傾向。

3 充足率等に関する市町別分析

- 各市町の児童クラブ数、学校児童数、児童クラブ登録児童数及び、今回のアンケート調査より算出した利用ニーズ（問7で「利用する」と問8で「あれば利用したい」の合計）を比較し、市町別分析を行った。
- 1放課後児童クラブあたりの学校児童数が多く（＝学校児童数に対して放課後児童クラブの数が足りていない可能性が高い）、学校児童数に対する児童クラブ登録児童数の割合が低い（＝学校児童数に対して、放課後児童クラブを利用している児童が少ない可能性が高い）小学校を、学校児童数に対する放課後児童クラブの充足率が低い市町とし、かつ利用ニーズが比較的高い市町において、今後、放課後児童クラブの設置に向けた検討が必要と考えられる。

	1児童クラブ当たりの学校児童数	児童クラブ登録児童数/学校児童数(%)	実施学校率(%)	利用ニーズ(問7、8合計)
桑名市	552	5.9%	55.6%	38.0%
いなべ市	438	4.1%	37.5%	43.1%
木曾岬町	327	12.8%	100.0%	33.3%
東員町	240	12.6%	100.0%	29.9%
四日市市	481	7.1%	80.0%	26.3%
菰野町	507	8.8%	100.0%	31.3%
朝日町	819	5.6%	100.0%	23.2%
川越町	438	7.4%	100.0%	32.1%
鈴鹿市	370	10.7%	90.0%	31.5%
亀山市	281	10.7%	81.8%	25.9%
津市	323	13.4%	70.9%	34.8%
松阪市	354	7.6%	63.9%	36.4%
多気町	271	5.3%	60.0%	19.6%
明和町	237	8.7%	100.0%	37.5%
大台町	156	12.0%	75.0%	52.9%
伊勢市	341	8.9%	79.2%	40.9%
鳥羽市	517	5.2%	22.2%	50.0%
志摩市	377	6.4%	36.8%	40.9%
玉城町	347	13.4%	75.0%	59.8%
度会町	514	15.4%	100.0%	40.4%
南伊勢町	533	1.1%	16.7%	58.1%
大紀町	81	15.8%	100.0%	55.8%
伊賀市	304	12.0%	48.0%	55.8%
名張市	256	16.8%	94.1%	42.9%
尾鷲市	435	9.0%	28.6%	39.2%
紀北町	425	2.0%	18.2%	35.7%
熊野市	427	9.5%	20.0%	32.8%
御浜町	511	8.2%	25.0%	37.5%
紀宝町	660	7.4%	20.0%	32.1%
三重県平均	366	9.4%	64.2%	35.5%

4 活用方法

調査の結果、市町により放課後児童クラブの設置状況や利用ニーズ等もそれぞれ異なることが明らかになり、放課後児童クラブの設置率が低く、かつ利用ニーズが比較的高い市町をはじめとして、放課後児童クラブの実施主体である市町と情報を共有しながら、必要な地域に設置されるよう支援していく。

9 特別保育実態調査について

1 調査目的

社会情勢の変化や保護者の就労形態の多様化に伴い、特別保育に対するニーズが増加することが予想されますが、三重県の特別保育の実施率は全国平均を下回っています。

このことから、市町の実施体制や各保育所の現状と課題、保護者のニーズ等を明らかにし、特別保育の促進に活用するため、特別保育実態調査を実施しました。

2 調査時期

平成 24 年 2 月

3 調査項目及び内容

- (1) 保育サービス提供にかかる経営者側の実態と意識にかかる調査として、市町及び保育所に対して特別保育の実施状況、実施に向けての考え方等を調査しました。

自治体アンケート調査：29 市町

保育施設アンケート調査：429 か所 回収数 331 か所

市町・保育施設ヒアリング調査：5 市町

- (2) 保育サービスに対するニーズ調査として、保育利用者に対して特別保育の利用状況、今後の利用意向等を調査しました。

保育所利用者アンケート調査：3,000 名 回収数 1,425 件

4 主な調査結果

- (1) 特別保育の利用状況及び利用ニーズ

保育利用者のアンケートによると、特別保育の利用状況は、延長保育 39.7%、休日保育 10.0%、病児・病後児保育 6.7%となっています。

また、今後の利用ニーズは、延長保育 56.0%、休日保育 34.1%、病児・病後児保育 41.5%であり、いずれも利用状況よりも利用ニーズのほうが大きく上回っています。

一方、保育所において、「必要であり、今後実施すべきである」と考えるサービスは、延長保育 52.5%、一時預かり 32.2%、休日保育 8.8%となっています。

- (2) 保育利用者の利用ニーズの傾向

① 県北部地域での延長保育の利用意向が高い。

② 終日働くことが必要とされている場合は、5割を超える人が延長保育を利用している。

③ 母親の通勤時間と延長保育の利用意向に相関関係が見られる。

④ 世帯の年収が 200 万円未満の人で、延長保育を「今後利用したい」との意向が高い。

⑤子どもを預けられる親族や知人などがいずれもない家庭で延長保育の利用意向が一番高い。

(3) 保育サービス提供者の現状と課題

- ① 実施にあたって、保育士不足、特に常勤保育士の確保が課題となっている。
- ② 継続的に実施、運営していくためには、財源の確保が課題となっている。
- ③ 多くの保育所からは、子どもの心身の負担について心配する意見がある。

(4) 特別保育の種類別の課題

- ① 延長保育は、実施率0%の町や、郊外で利用が不便な地域があるなど、地域間の格差がある。
- ② 休日保育については、他の特別保育に比べニーズが少ないことから、拠点施設で実施する等実施体制に工夫が必要である。
- ③ 病児・病後児保育は、潜在的ニーズが高いと考えられるため、今後の実施体制や環境整備に取り組むことが必要である。
- ④ 一時預かりは、保育所の地域の子育て支援拠点としての機能を高めるため、充実が求められている。

5 報告書の活用について

今回の調査で作成した市町別カルテ等を活用し、保育の実施主体である市町が地域でそれぞれ異なるニーズに対し、実情に沿った保育サービスが行えるよう、協議を行っていきます。

また、特別保育の実施に必要な保育士の確保に向けて、国に対し保育士の処遇改善の要望を行うとともに、保育士の資質向上に向けた研修等の支援を行っていきます。

特別保育実態調査（概要版）

1 調査概要

調査の目的	<p>社会情勢の変化や保護者の就労形態の多様化に伴い、特別保育に対するニーズが増加しており、今後も引き続き増加することが予想される。しかし、本県においては特別保育の実施率が全国平均を下回っている実態がある。</p> <p>本調査は、市町の実施体制、各保育所の現状と課題、子育て家庭（保護者）のニーズ等をアンケート及びヒアリング調査により把握し、本県における特別保育にかかわる現状や課題を明らかにすることを目的としている。</p>
調査内容	<p>(1) 保育サービス提供にかかる経営者側の実態と意識の調査</p> <p>①自治体アンケート調査 (29 市町)</p> <p>②保育施設アンケート調査 (429 か所) (回答数 331 か所 回収率 77.2%)</p> <p>③ヒアリング調査 (5 市町)</p> <p>(2) 保育サービスに対するニーズ調査</p> <p>①県内保育所利用者アンケート調査 (3,000 名) (回収数 1,425 件 回収率 47.5%)</p>

2 調査結果

保育利用者のアンケートによると、現在の利用状況は、延長保育 39.7%、休日保育 10.0%、病児・病後児保育 6.7%である。

また、今後の利用意向（今後利用したい+利用回数・時間などを増やしたい+現状程度の利用を続けたい）は、延長保育 56.0%、休日保育 34.1%、病児・病後児保育 41.5%である。

保育所アンケートによると、必要であり、実施すべきだと回答している割合は、延長保育 52.5%、一時預かり 32.2%、休日保育 8.8%である。

延長保育実施における課題は、職員の負担が大きいのが最も多く、次いで子どもの心身の負担、予算面での難しさが挙げられている。

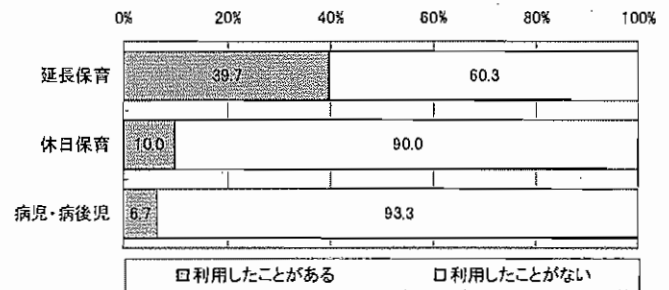


図 特別保育を利用したことがあるか (保育利用者アンケート)

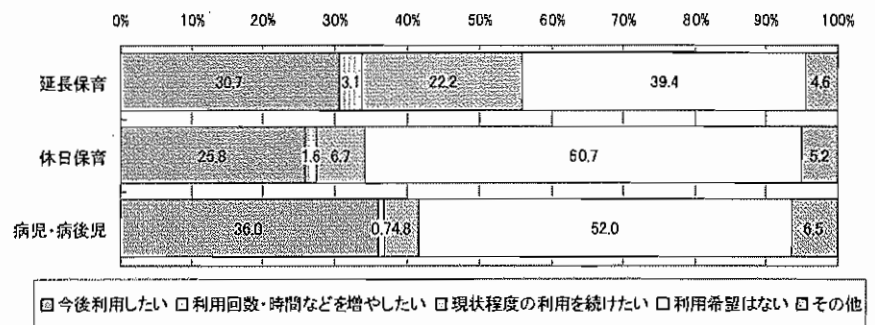


図 今後の特別保育の利用意向について (保育利用者アンケート)

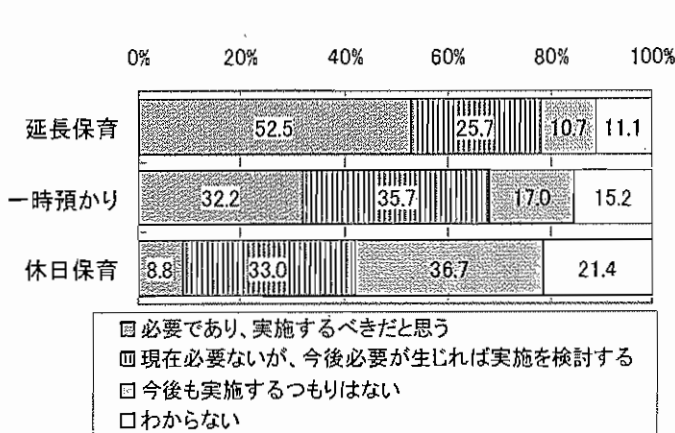


図 今後の実施に関してどう思うか (保育所アンケート)

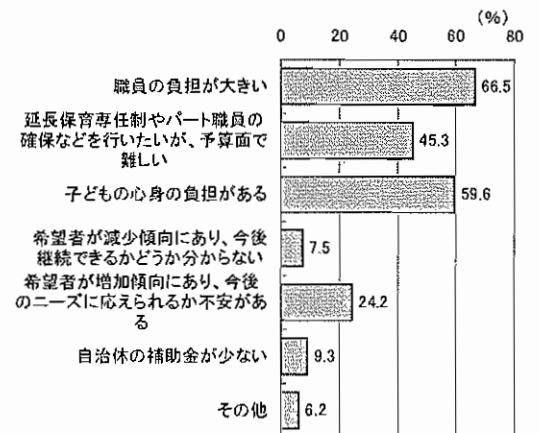


図 延長保育実施における課題 (保育所アンケート)

3 特別保育の利用ニーズ

(1) 地域別利用ニーズ

●特別保育の利用率及び利用ニーズは地域間の格差が大きい。特に、名古屋圏への通勤者が多く住む地域を中心に、桑名市、いなべ市、木曾岬町、菟野町、川越町などの県北部の地域で、延長保育の利用ニーズの高さが顕著である。

(2) 利用者属性別利用ニーズ

●母親が正社員・フルタイムあるいは派遣社員など、終日働くことが必要とされる就労形態である場合、5割を超える人が延長保育を利用していると回答している。

●名古屋圏のベッドタウンとしての宅地開発が進む北勢地域（桑名市、いなべ市、川越町など）で、特別保育の利用ニーズが高まっている。また、母親の通勤時間（保育所～通勤場所）と、延長保育の利用意向に相関関係が見られる。

●世帯の年収が200万円未満の人で、延長保育を「今後利用したい」との意向が高い。

●子どもを預けられる親族や知人などがいずれもない家庭で特別保育の利用率が一番高い。

4 保育サービス提供者の現状と課題

(1) 特別保育の実施に関わる保育サービスの課題

●市町や保育所で、常勤保育士の確保が難しいなど保育士不足が課題として挙げられている。特別保育の実施に関しても専任保育士の確保や職員のローテーションが難しくなっており、職員の労働時間の長期化、負担の増大が課題となっている。

●特別保育を継続的に実施・運営していくためには、財源の確保が重要となる。私立保育所における特別保育の実施促進などに向けて、補助金の仕組みや充実などに関する検討も必要である。

●特別保育の実施においては、子どもの心身の負担について心配する意見が多くの保育所から挙げられている。

(2) 特別保育の種類別の課題

●延長保育は、実施率が0%の町があることや、郊外で利用が不便な地域があるなど、地域間の格差がある。

●休日保育は、他の保育サービスに比べてニーズが少ないことが確認されており、拠点施設で取り組むなど実施体制に工夫が必要である。

●病児・病後児保育は、専門スタッフの配置や病院との連携が必要であり、病院に委託しての実施が大半。潜在的利用ニーズは高いため、今後の実施体制や環境整備に取り組むことが必要である。

●一時預かりは、市町等の実施を拡大したいという意向が目立った。今後、保育所の地域の子育て支援拠点としての機能を高めるため、充実が求められている。

5 今後の方向性

各市町でそれぞれ異なる実情やニーズが明らかになったため、地域間のニーズ格差を考慮しつつ、地域の実情に応じた保育サービスが実施できるよう、保育の実施主体である市町と協議を行っていく。

(参考) 市町別現状と課題の分析とカルテの作成

市町の今後の特別保育の充実などの、検討材料として、市町別に特別保育のニーズや課題を整理するとともに、保育利用児童数などの統計データや特別保育の実施状況、利用意向の割合などを整理したカルテを作成した。

10 三重県における社会的養護の推進について

1 現状

被虐待児等、社会的養護が必要な児童が急増する中、県内の児童養護施設等への措置児童数、里親等への委託児童数の合計は、平成24年3月1日現在で542人となっています。

三重県における要保護児童の入所・委託先の割合は、

- ① 児童養護施設[11施設]・乳児院[2施設]の本体施設：65.7%
- ② 小規模グループケア[13ユニット]・地域小規模児童養護施設[4か所]のグループホーム：18.6%
- ③ 里親[62世帯]・ファミリーホーム[3か所]：15.7%

となっており、家庭的養護を受けている児童の割合は②+③で34.3%となっています（別図参照）。

国においては、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」として家庭的養護を重視する方向性が打ち出され、「今後十数年をかけて、乳児院・児童養護施設本体施設、小規模グループケア・グループホーム、里親・ファミリーホームでの受入が3分の1ずつという姿に変えていく」との目標を示しています。

2 課題

本体施設の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設等のグループホームの設置、里親等への委託の促進により、社会的養護が必要な児童ができる限り家庭的な環境で育つことができるよう、家庭的養護を推進する必要があります。

3 今後の取組

(1) 三重県における社会的養護のあり方検討

学識経験者や関係施設団体の有識者等で構成する検討会を開催し、意見交換を行うことにより、以下の項目について検討を進めていきます。

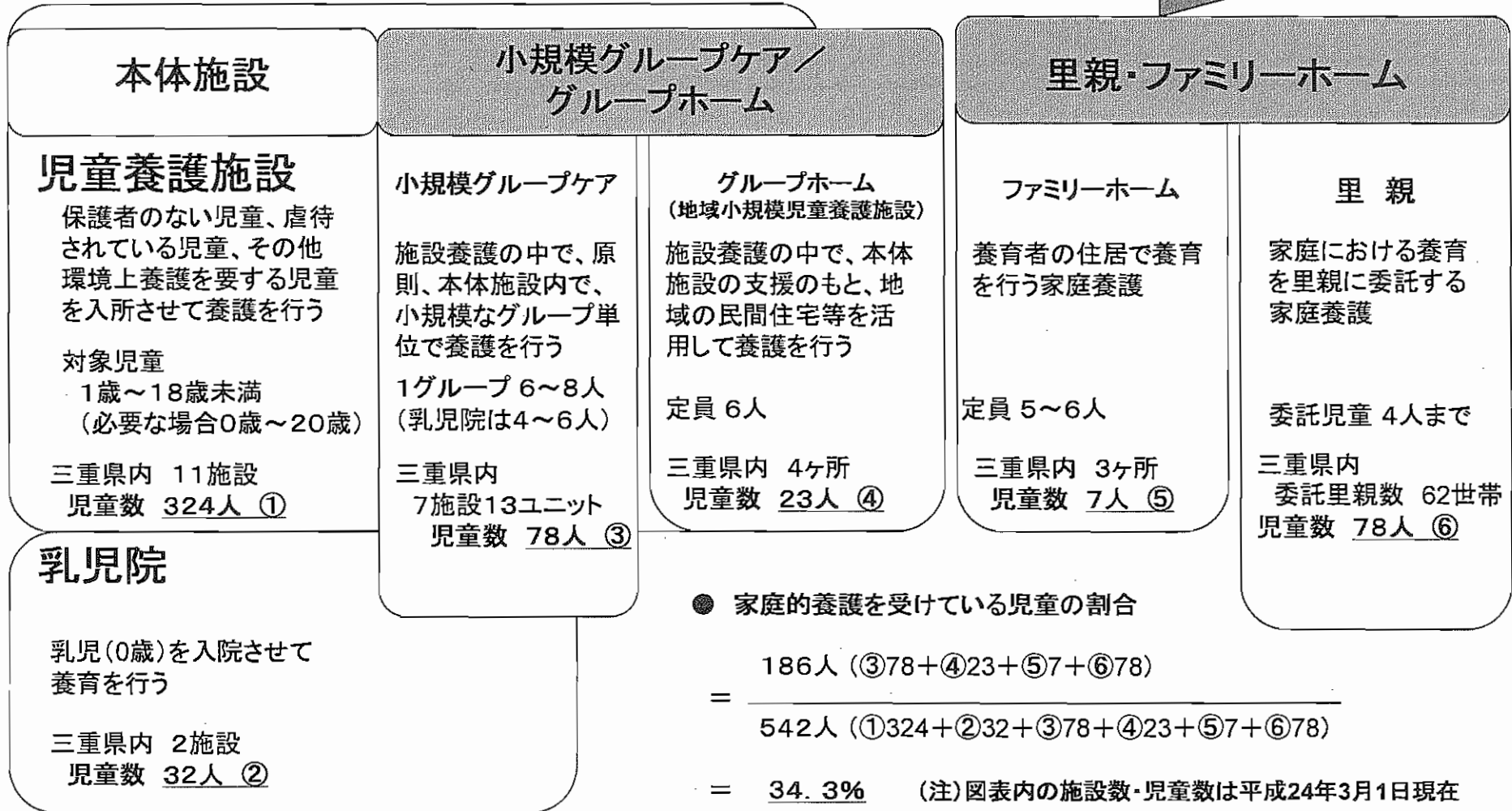
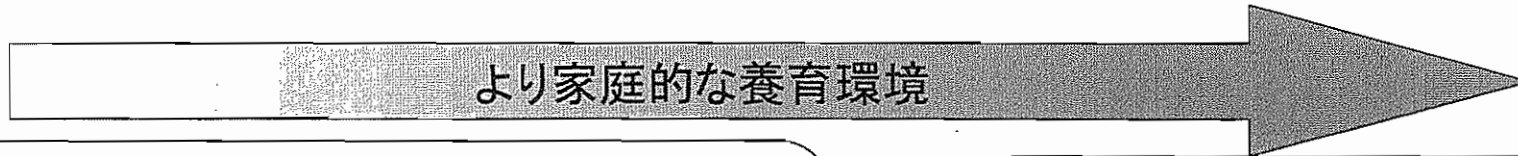
- ① 検討する項目（案）
 - ・ 本体施設の小規模グループケア化やグループホームの設置による地域分散化の推進方策
 - ・ 本体施設の専門的ケアや地域支援の高機能化方策
 - ・ 里親委託促進の方策 等
- ② スケジュール（予定）
 - ・ 平成24年7月、8月、10月、平成25年1月 検討会の開催
 - ・ 平成25年3月 意見結果のとりまとめ

(2) 児童養護施設等における小規模ケア化等

児童養護施設等の新築や改築にあたっては、児童養護施設等の本体施設の小規模グループケアやグループホームの設置を促進し、家庭的養護の充実を進めていきます。

社会的養護(家庭的養護)の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームへの委託などを推進する。



11 平成25年度社会福祉施設等整備方針について

三重県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、耐震・津波対策など防災上の対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方を基に、平成25年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国及び県予算の状況をふまえて決定することになります。

平成25年度社会福祉施設等整備方針

・ 地域福祉国保課所管施設 救護施設	42
・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム	43
・ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	46
・ 子どもの育ち推進課所管施設 放課後児童クラブ	49
・ 子育て支援課所管施設 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	51

平成25年度 社会福祉施設等整備方針(地域福祉国保課所管施設)

課名〔地域福祉国保課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。
- ・ 入所者の安全性及び利便性の観点から改築改修等に限定し整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成25年度整備方針
救護施設	全県	県内 3か所 定員 計 270名 (平成24年6月1日現在)	—	入所者等の安全確保に必要な大規模修繕を優先する。

平成25年度老人保健福祉施設整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 第5期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等を踏まえつつ、施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成25年度整備方針
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成25年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 ＊ 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,303	2,280	2,280	480	7,343	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第5期介護保険事業支援計画に基づく平成24年度整備計画数（A）	190	130	220	50	590	
平成24年度整備予定数（ショートステイの転換含む）（B）	180	130	190	50	550	
平成25年度への持越分（C）=（A）-（B）	10	0	30	0	40	
第5期介護保険事業支援計画に基づく平成25年度整備計画数（D）	100	160	250	100	610	
平成25年度整備可能数（C）+（D） （うち従来型施設整備可能数）	110 （30）	160 （40）	280 （80）	100 （30）	650 （180）	

施設種別	圏域	課題	平成25年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに平成25年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p> <p>* 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成25年度整備数変動する可能性がある。</p> <p>* 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。</p>				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数		2,433	1,623	1,880	358	6,294	
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成24年度整備計画数		0	0	0	0	0	
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成25年度整備計画数		200	70	110	30	410	
平成25年度整備可能数 (うち従来型施設整備可能数)		200 (100)	70 (30)	110 (50)	30 (10)	410 (190)	
養護老人 ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。		老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。			

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)高齢者福祉圏域

平成24年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	桑名市 いなべ市 桑名郡 木曾岬町 員弁郡 東員町 四日市市 三重郡 菰野町、朝日町、川越町 鈴鹿市 亀山市
中勢伊賀	津市 伊賀市 名張市
南勢志摩	松阪市 多気郡 多気町、明和町、大台町 伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市 北牟婁郡 紀北町 熊野市 南牟婁郡 御浜町、紀宝町

平成25年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量をふまえ、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 地域生活移行を推進する観点から、ニーズの高い生活介護、短期入所、放課後等デイサービスおよび児童発達支援の日中活動系サービスを実施する事業所や共同生活介護・共同生活援助の居住系サービスを実施する事業所を優先し、障害保健福祉圏域ごとの整備状況等を総合的に判断し整備する。
- ・ 減災対策を推進する観点から、耐震改修や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕を促進する。
- ・ 圏域については、別表「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成25年度整備方針
日中活動系サービス事業所	圏域別	みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、ニーズの高いサービスを実施する事業所の整備を進める必要がある。	1 障害保健福祉圏域ごとに、ニーズの高い生活介護、短期入所、放課後等デイサービスおよび児童発達支援を実施する事業所を優先する。 2 みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。
		平成26年度までに今後確保する必要がある定員数 （単位：人）	
		桑名員弁	四日市
		鈴鹿亀山	津
		松阪多気	伊勢志摩
		伊賀	紀北
		紀南	合計
		生活介護	77 167 179 36 104 72 39 17 11 702
		短期入所	69 233 55 70 82 85 211 19 16 840
		放課後等デイサービス	37 35 1 10 20 100 30 5 17 255
		児童発達支援	1 39 90 0 43 43 134 9 Δ 4 355

施設種別	圏域	課題	平成25年度整備方針																				
居住系サービス事業所	圏域別	障がいのある人が地域で生活するため、共同生活介護や共同生活援助の居住の場を充実する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 共同生活介護や共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、障害保健福祉圏域ごとにみえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、整備する必要があると考えられる施設を優先する。 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。また、入所施設、病院および日中活動の場と同一の敷地内に設置しない施設とする。 																				
		<p>平成26年度までに今後確保する必要がある定員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>桑名員弁</th> <th>四日市</th> <th>鈴鹿亀山</th> <th>津</th> <th>松阪多気</th> <th>伊勢志摩</th> <th>伊賀</th> <th>紀北</th> <th>紀南</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同生活援助 共同生活介護</td> <td>54</td> <td>12</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>31</td> <td>42</td> <td>45</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>273</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p>		桑名員弁	四日市	鈴鹿亀山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	合計	共同生活援助 共同生活介護	54	12	27	28	31	42	45	17	12
	桑名員弁	四日市	鈴鹿亀山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	合計													
共同生活援助 共同生活介護	54	12	27	28	31	42	45	17	12	273													
訪問系サービス事業所および相談支援事業所	圏域別	障がい者が自ら選ぶ生活の場において安心して暮らせるための訪問系サービスおよび障がい者の意向をふまえたサービス等利用計画の作成をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	障害保健福祉圏域ごとにみえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮するとともに、日中活動系サービスなどの施設整備にあわせて整備する施設を優先する。																				
共通		障がい福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化等に対応する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための耐震改修を行う。 著しい老朽化による大規模修繕を行う。 																				

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- 障がい福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、着実に事業が実施できると考えられる施設。
- 障がい者が地域社会と日常的に交流することができるよう、立地条件等で配慮がなされている施設。

(別表) 障害保健福祉圏域

平成24年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町	
桑名員弁	桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡	木曾岬町 東員町
四日市	四日市市 三重郡	菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市 亀山市	
津	津市	
松阪多気	松阪市 多気郡	多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町
伊賀	伊賀市 名張市	
紀北	尾鷲市 北牟婁郡	紀北町
紀南	熊野市 南牟婁郡	御浜町、紀宝町

平成25年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち推進課所管施設）

課名〔子どもの育ち推進課〕

1 整備方針策定等の考え方

地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成25年度整備方針
放課後児童クラブ	全県	放課後児童クラブ数 282か所 (平成23年5月1日現在)	<p>1 放課後子どもプランを推進するために、市町の福祉部局と教育委員会が連携を密にして、放課後児童対策に取り組む必要がある。</p> <p>2 小学校児童について保育需要があるが、放課後児童クラブが存在しない地域に対し設置支援をしていく必要がある。</p> <p>3 地震や津波対策について対応していく必要がある。また、実施施設の中には、老朽化の進んでいるものもある。</p>	<p>放課後子どもプランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備を行う。</p> <p>ただし、施設維持のための通常の修繕・改修は除く。</p> <p>1 放課後児童クラブ新設のための整備</p> <p>(1) 放課後児童対策（放課後児童クラブ、放課後こども教室）が実施されていない小学校区での新規整備</p> <p>(2) 放課後児童クラブが実施されていない小学校区での新規整備</p> <p>(3) その他の新規整備</p> <p>2 借家等で実施する放課後児童クラブの移設等</p> <p>(1) 地震対策あるいは津波対策のため、現在の実施施設から移転する必要があり、他に代替施設がない場合の整備</p> <p>(2) (1)以外の理由で、現在の実施施設が使用不能になるが、他に代替施設がない場合の整備</p> <p>(3) その他の移設等</p>

施設種別	圏域	現状	課題	平成25年度整備方針
				<p>3 その他</p> <p>上記1及び2の中では、1(1)、1(2)、2(1)、1(3)、2(2)、2(3)の順に優先する。優先順位が同じ場合には、放課後児童クラブの需要の多い地域の整備を優先する。</p>

平成25年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定等の考え方

入所型施設については、入所を要する者の増加への対応、安全性の確保から老朽化対策の必要な施設の整備、及び居住環境に配慮した施設の整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成25年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 12施設 公立 1施設 民間 11施設 (平成24年4月1日現在)	1 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設が多く全体的に老朽化が進んでいる。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む）耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
乳児院	全県	施設数 2施設 公立 1施設 民間 1施設 (平成24年4月1日現在)	2 年長児童のプライバシー等に配慮した居室の整備が求められている。	2 居住環境向上のための施設整備 既存施設の大部屋解消や個室等の必要なスペースの確保及びこれに付随する施設整備を優先する。
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設 (平成24年4月1日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む）耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。

12 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成24年2月15日～平成24年5月31日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成24年2月21日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他5名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定
5 調査審議結果	すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会地域・職域連携部会
2 開催年月日	平成24年2月24日
3 委員	会長 河野 啓子 副会長 和田 文明 委員 馬岡 晋 他13名
4 諮問事項	1 保健医療に関する調査結果について 2 県健康診査結果について 3 県健康増進計画について 4 糖尿病予防対策の現状について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成24年2月24日
3 委員	部会長 松本 純一 委員 久留原 進 他13名
4 諮問事項	1 第5期介護保険事業支援計画等の策定について 2 地域主権一括法等の施行に伴う三重県独自の施設等基準条例について
5 調査審議結果	1 説明を行ったうえで意見交換を行った。 2 高齢者施設の設備等に関する基準について審議を行い、了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成24年2月28日
3 委員	会長 加藤 正彦 委員 峰 正博 他3名
4 諮問事項	医療法人設立及び解散について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立及び解散について全て承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成24年2月29日
3 委員	委員長 竹村 洋典 委員 日下 秀人 他5名
4 諮問事項	調整を要する問題案の審議
5 調査審議結果	不適切問題の確認と採点方法の取扱いについて審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会（三重県8020運動推進協議会）
2 開催年月日	平成24年3月1日
3 委員	会長 中井 孝佳 副会長 橋上 裕 委員 大西 清支 他9名
4 諮問事項	1 歯科口腔保健の推進に関する法律及びみえ歯と口腔の健康づくり条例（仮称）について 2 三重県の歯科保健の現状について 3 平成23年度三重県歯科保健事業報告について 4 平成24年度歯科保健事業案について
5 調査審議結果	1 法律の制定及び条例案の報告を行った。 2 歯科保健の現状について報告を行った。 3 平成23年度の事業実績を報告し、今後の課題や方向性について審議を行った。 4 事業案について説明し、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成24年3月14日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 石田 静代 他10名
4 諮問事項	里親審査部会の審査結果の報告について
5 調査審議結果	里親審査部会の審査結果を報告し、認定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成24年3月15日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 濱田 正行 委員 村本 淳子 他9名
4 諮問事項	1 次期三重県がん対策戦略プランの策定について 2 平成23年度三重県がん検診精度管理調査の結果について
5 調査審議結果	1 策定方針について説明し、了承された。 2 調査結果について説明し、公表することとなった。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成24年3月22日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（案）について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター業務方法書（案）について
5 調査審議結果	中期計画（案）及び業務方法書（案）について説明を行ったうえで意見交換を行い、案のとおりとすることが適当であるという結論を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者介護給付費等不服審査会
2 開催年月日	平成24年3月22日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 市川 知恵子 他10名
4 諮問事項	1 障害者自立支援法改正について 2 三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会の設置について 3 不服審査会の事務概要について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成24年3月29日
3 委員	会長 内田 淳正 委員 亀井 利克 他10名
4 諮問事項	1 各部会報告について 2 保健医療計画の進行管理等について 3 保健医療計画第5次改訂について 4 医療法の施行に関する人員及び施設等の一部に関する基準等を定める条例(仮称)について
5 調査審議結果	1 健やか親子推進部会等の部会の活動状況について報告を行った。 2 4疾病5事業にかかる目標の達成状況、取組と評価等について報告を行った。 3 国における医療計画作成指針の見直し状況等について報告を行った。 4 条例の制定背景等について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成24年5月21日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 高島 清子 他9名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審査結果の報告について 2 地域主権推進一括法に伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
5 調査審議結果	1 里親審査部会の審査結果を報告し、認定された。 2 児童福祉施設の設備等に関する基準について審議を行い、了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成24年5月25日
3 委員	会長 近藤 忠彦 委員 貴島 日出見 他16名
4 諮問事項	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の基準条例等の制定について
5 調査審議結果	障害者施設の設備等に関する基準について審議を行い、了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会地域医療対策部会
2 開催年月日	平成24年5月29日
3 委員	部会長 竹田 寛 委員 青木 重孝 他12名
4 諮問事項	地域医療支援病院の承認について 他
5 調査審議結果	市立四日市病院他2病院の地域医療支援病院の名称使用承認について審議を行ったところ、3病院全てについて承認された。その他、三重県地域医療再生計画（平成21年度策定分、平成23年度策定分）の進捗状況、三重県地域医療支援センターの取組状況等について報告を行った。
6 備考	